



令和7年4月1日から盛土等の工事で 許可・届出が必要となります！【R7.4.1版】

岡山県では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、事務を開始しました。

令和7年4月1日以降、以下に該当する盛土等の工事を行う場合は、許可又は届出が必要となります。なお、許可及び届出後は工事主の氏名や工事場所等の情報を公表します。

【許可・届出が必要な工事】

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	要件 ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの				
	イメージ図					

区域	行為	届出		許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	要件 ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの				
	イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

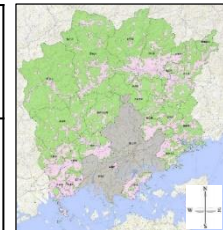
《許可・届出を要しない工事》

次の工事は許可・届出不要です。

- ・都市計画法に基づく開発許可を受けたもの（みなし許可・みなし届出） ※標識掲出や定期的報告・中間検査の手続きは必要
- ・盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ・盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

【許可・届出書類】▶ 添付書類の詳細については裏面をご確認ください。【岡山県規制区域】

許可	[共通] 許可申請書・目録・手続の要否の判定フロー [盛土・切土] 省令第7条第1項各号に掲げる書類 [土石の堆積] 省令第7条第2項各号に掲げる書類
届出	[共通] 届出書・目録・手続の要否の判定フロー [盛土・切土] 省令第58条第1項各号に掲げる書類 [土石の堆積] 省令第58条第2項各号に掲げる書類



県ホームページ
規制区域

※手続きを委任する場合は委任状も必要

▶ 規制区域案の詳細は
県ホームページをご覧ください。

【許可申請から工事完了までの流れ】

- ① 許可申請前
 - ・土地の所有者等全員の同意
 - ・周辺住民への事前周知
- ➡ ② 許可申請・許可
 - ・許可基準への適合
 - ・都道府県知事等の許可
- ➡ ③ 工事着手
 - ・現場での標識掲出
 - ・工事着手の届出
 - ・定期的報告・中間検査
- ➡ ④ 工事完了
 - ・完了検査
 - ・完了確認

▶ 許可・届出後に変更や廃止があった場合については、別途ご相談ください ▶ 届出後は、完了の届出が必要です。

【許可申請・届出書類一覧表】

番号	申請・届出書類	書類の要否		
		申請	届出	
1 許可申請書・届出書類関係書類	(1) 許可申請書	●	—	
	届出書	—	●	
	(2) 目録	○	○	
	(3) 手続の要否の判定フロー	●	●	
	(4) 委任状 ※手続を第三者に委任する場合	○	○	
	(5) 設計者の資格に関する申告書 ※1,500㎡超の盛土・切土で排水施設の設置がある場合等 設計者の資格を証する書類	●	—	
	(6) 申請地及びその付近の写真	○	○	
	(7) 工事主確認書類 個人の場合：氏名及び住所を証する書類 法人の場合：登記事項証明書、役員の名簿及び住所を証する書類	○	○	
	(8) 資金計画書 残高証明書、融資証明書 ※定期の報告を要する規模の場合	● ○	—	
	(9) 工事主の資力及び信用に関する申告書 個人の場合：納税証明書 法人の場合：財務諸表、納税証明書、許可等の写し※許可等を有している場合	●	—	
	(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—	
	(11) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—	
	(12) 工事施行者の能力に関する申告書 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し※有している場合	●	—	
	(13) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—	
	(14) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表 工事区域内の土地の登記事項証明書	●	—	
	(15) 宅地造成等行為施行等の同意書 印鑑証明書	●	—	
	(16) 排水端末の接続許可を証する書類 ※	○	—	
	(17) 周知状況報告書 周知方法に応じた資料	●	—	
(18) 工事工程表 ※定期の報告を要する規模の場合	○	—		
2 設計図書等関係書類	共通	(1) 位置図 (S=1/10,000以上)	○	○
		(2) 地形図 (S=1/2,500以上)	○	○
		(3) 丈量図 (S=1/2,500以上)	○	○
		(4) 土地の平面図 (盛土・切土 S=1/2,500以上 土石の堆積 S=1/500以上)	○	○
		(5) 土地の断面図 (盛土・切土 S=1/2,500以上 土石の堆積 S=1/500以上)	○	○
	土地の形質の変更 (盛土・切土)	(1) 排水施設の平面図 (S=1/500以上) ※	○	○
		(2) 排水施設の構造図 (S=1/50以上) ※	○	○
		(3) 崖の断面図 (S=1/50以上) ※	○	○
		(4) 擁壁の断面図 (S=1/50以上) ※	○	○
		(5) 擁壁の背面図 (S=1/50以上) ※	○	○
土石の堆積	(6) 崖面崩壊防止施設の断面図 (S=1/50以上) ※	○	○	
	(7) 崖面崩壊防止施設の背面図 (S=1/50以上) ※	○	○	
	(8) 擁壁の構造計算書 ※	○	—	
	(9) 土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※	○	—	
	(10) 排水の流量計算書及び流量計算表 ※	○	—	
3 その他	(1) 土石の崩壊防止措置の設計書等（構台等の設計書等）※	○	—	
	(2) 土砂流出防止措置の設計書等（鋼矢板の設計書等）※	○	—	
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○	

凡例 ● 指定様式・用紙 ○ 任意様式・用紙 ※ 作成要領を確認し、該当する場合は添付

その他

- その他の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。
【<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>】

県ホームページ
盛土規制法



- 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市については、各市が許可権者（申請・届出先）になります。

<お問い合わせ先>

岡山県土木部都市局建築指導課 ※窓口へお越しになる場合は、あらかじめ電話にて予約をお願いします。
盛土対策班 TEL：086-226-7868 Mail：kenmorido@pref.okayama.lg.jp